佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正後	備考
旧計画	※目次は省略		
P2	**第１編　　総　　論** 第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等 第１節～第２節　（略） 第３節　市国民保護計画の見直し、変更手続き等 （1）　（略） （2）市国民保護計画の変更手続 市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問、知事への協議及び市議会への報告は要しない。 第２章　（略） 第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等 １　（略） ２　関係機関の連絡先	**第１編　　総　　論** 第１章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 第１節～第２節　（略） 第３節　市国民保護計画の見直し、変更手続き等 （1）　（略） （2）市国民保護計画の変更手続 市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問、知事への協議は要しない。 第２章　（略） 第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等 １　（略） ２　関係機関の連絡先	誤記の修正
P8	（略） ＊1 **指定行政機関**…内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省	（略） ＊1 **指定行政機関**…内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛装備庁	指定行政機関の変更による修正
P11	第４章　市の地理的、社会的特徴 １　地形　（略） ２　気候 本市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なっ	第４章　市の地理的、社会的特徴 １　地形　（略） ２　気候 本市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なっ	

	た気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。 最近 10 年間（2005～2014 年）の年平均気温は 16.9℃、年平均湿度は 68.5%、年平均降水量は 1,895 mm で、比較的しのぎやすい温暖な気候である。 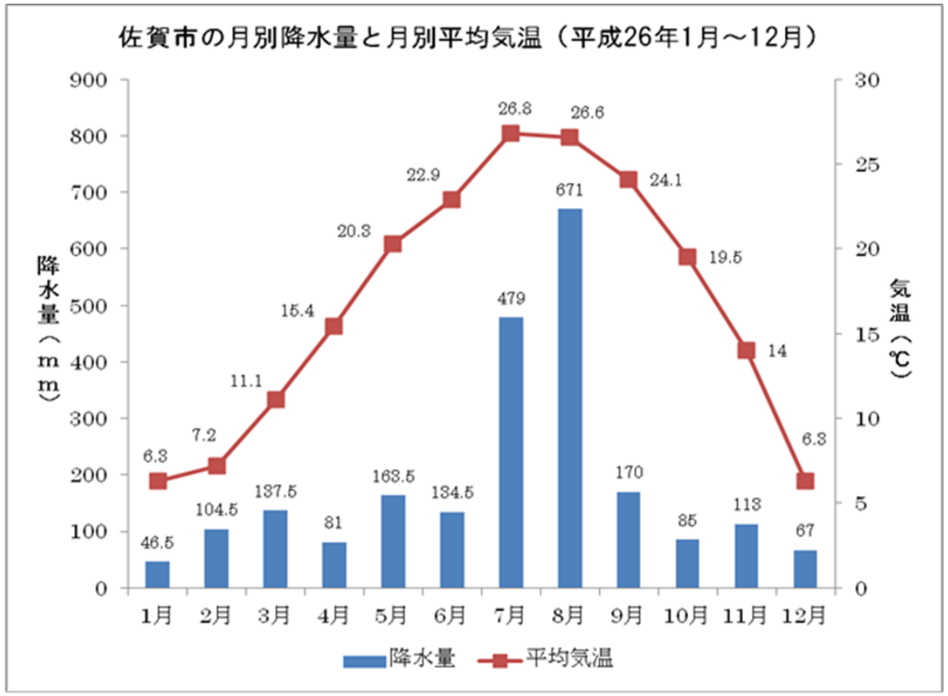 資料：佐賀地方気象台	内容の更新
	た気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。 最近 10 年間（2011～2020 年）の年平均気温は 17.1℃、年平均湿度は 70.9%、年平均降水量は 2140.4 mm で、比較的しのぎやすい温暖な気候である。 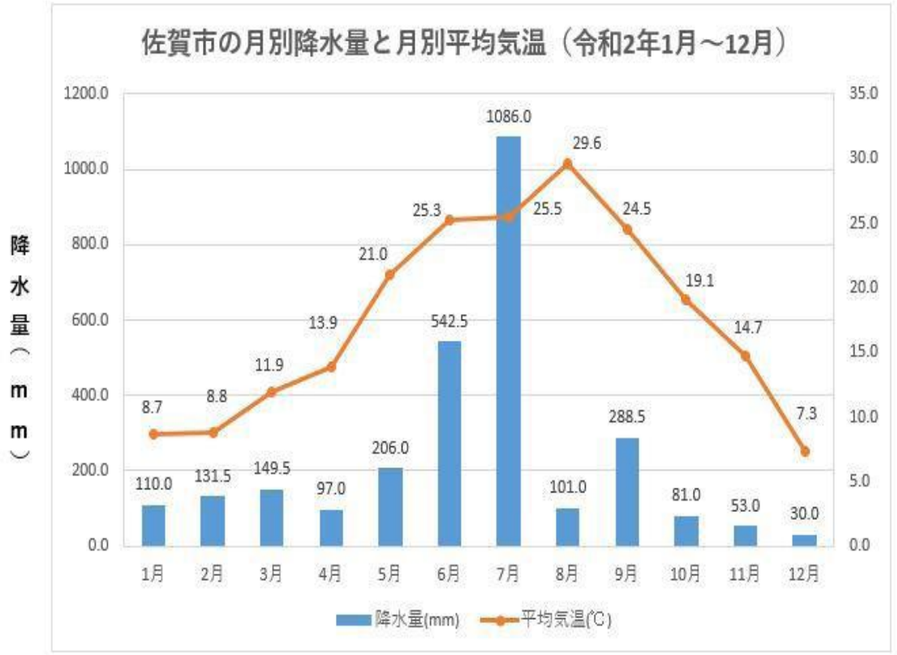 資料：佐賀地方気象台	
P12	3　人口分布 本市の人口分布は、平成１７年の合併前の旧佐賀市及び旧大和町に約７９%が集中している。旧佐賀市のなかでも特に中心部である勧興、循誘、日新、赤松、神野の各小学校区に全体の約１９%が集中している。	3　人口分布 本市の人口分布は、平成１７年の合併前の旧佐賀市及び旧大和町に約８０%が集中している。旧佐賀市のなかでも特に中心部である勧興、循誘、日新、赤松、神野の各小学校区に全体の約１９%が集中している。	

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

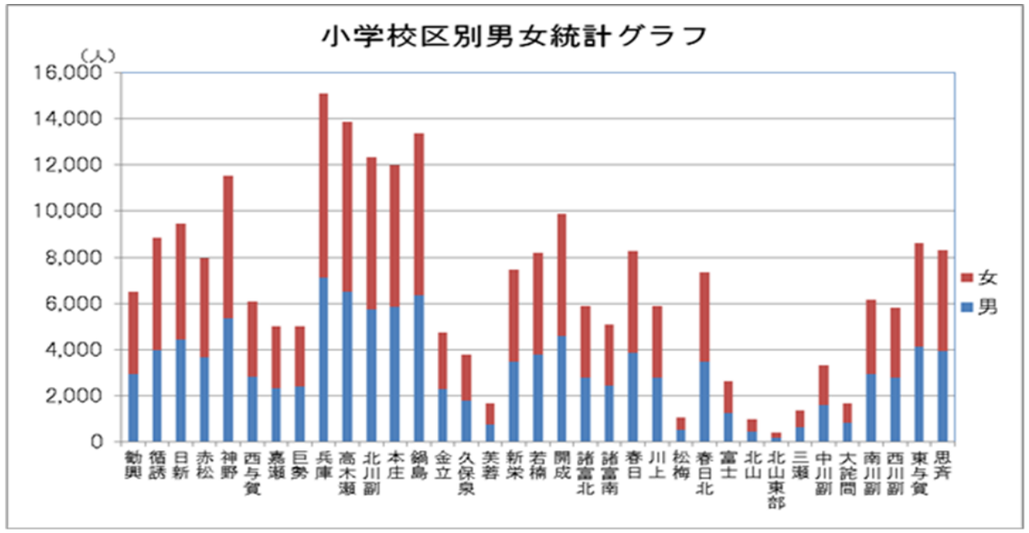

資料：住民基本台帳（平成 26 年 12 月末現在）

三世代年齢構成と地区別高齢化率

（単位：人）

地区	地区人口	年少人口		生産年齢人口		老齢人口	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
旧佐賀市域	162,959	23,252	14.3%	100,190	61.5%	39,517	24.2%
諸　富	10,987	1,350	12.3%	6,343	57.7%	3,294	30.0%
大　和	22,587	3,326	14.7%	13,685	60.6%	5,576	24.7%
富　士	4,032	391	9.7%	2,159	53.5%	1,482	36.8%
三　瀬	1,367	170	12.4%	722	52.8%	475	34.8%
川　副	17,007	1,976	11.6%	9,971	58.6%	5,060	29.8%
東与賀	8,634	1,427	16.5%	5,275	61.1%	1,932	22.4%
久保田	8,293	1,259	15.2%	5,088	61.3%	1,946	23.5%
佐賀市全域	235,866	33,151	14.1%	143,433	60.8%	59,282	25.1%

資料：住民基本台帳（平成 26 年 12 月末現在）

*1　**年少人口**：15 歳未満の人口
*2　**生産年齢人口**：15 歳以上 65 歳未満の人口
*3　**老齢人口**：65 歳以上の人口

4　道路の位置等　（略）

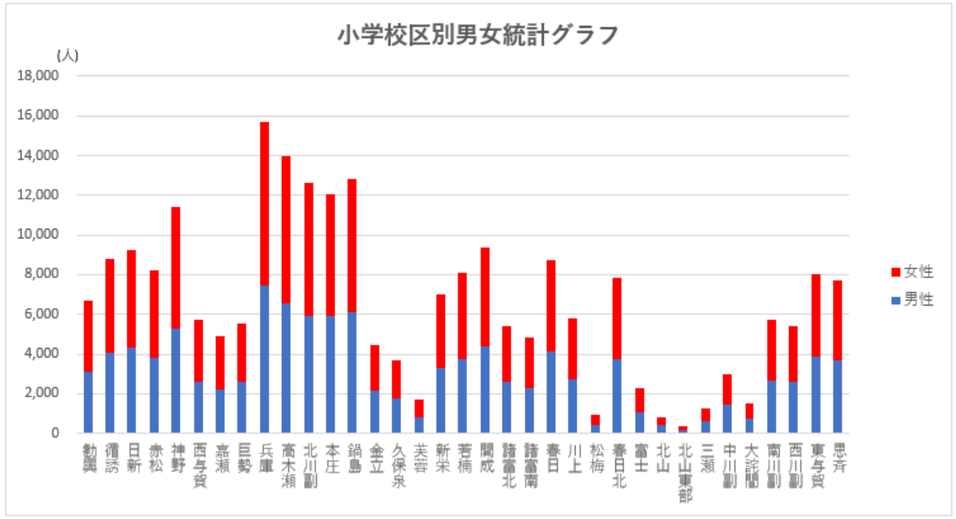

資料：住民基本台帳（令和 2 年 12 月末現在）

年齢三区分人口と地区別高齢化率

（単位：人）

地区	地区人口	年少人口		生産年齢人口		老齢人口	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
旧佐賀市	162,039	22,219	13.7%	95,894	59.2%	43,926	27.1%
諸富	10,253	1,211	11.8%	5,544	54.1%	3,498	34.1%
大和	23,262	3,552	15.3%	13,287	57.1%	6,423	27.6%
富士	3,498	318	9.1%	1,662	47.5%	1,518	43.4%
三瀬	1,232	137	11.1%	576	46.8%	519	42.1%
川副	15,606	1,737	11.1%	8,442	54.1%	5,427	34.8%
東与賀	8,036	1,100	13.7%	4,739	59.0%	2,197	27.3%
久保田	7,738	1,017	13.1%	4,520	58.4%	2,201	28.4%
佐賀市全域	231,664	31,291	13.5%	134,664	58.1%	65,709	28.4%

資料：住民基本台帳（令和2年12月末現在）

*1　**年少人口**：15 歳未満の人口
*2　**生産年齢人口**：15 歳以上 65 歳未満の人口
*3　**老齢人口**：65 歳以上の人口

4　道路の位置等　（略）

内容の更新

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

<table>
<tr>
<td>P14</td>
<td>5　鉄道、空港、港湾の位置等
①　（略）
② 空　港
市内南部に県営の有明佐賀空港（地方管理空港）があり、２，０００ｍの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である。
③　（略）</td>
<td>5　鉄道、空港、港湾の位置等
①（略）
② 空　港
市内南部に県営の九州佐賀国際空港（地方管理空港）があり、２，０００ｍの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である。
③　（略）</td>
<td>名称の変更</td>
</tr>
<tr>
<td>P15</td>
<td>6　自衛隊施設等
自衛隊施設は、市東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面航空隊の第３対戦車ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第４師団第４飛行隊が配備されている。
なお、本市における自然災害等の出動要請は、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地に配備されている第４師団第４特科連隊が担任している。</td>
<td>6　自衛隊施設等
自衛隊施設は、市東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面航空隊の第３対戦車ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第４師団第４飛行隊が配備されている。
なお、本市における自然災害等の出動要請は、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地に配備されている第４師団第４高射特科大隊が担任している。</td>
<td>本市の担当部署の変更による修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P18</td>
<td>第５章　市国民保護計画が対象とする事態
第１節　武力攻撃事態
（1）（略）
（2）
<table>
<tr><th>攻撃区分</th><th colspan="2">被害の特徴</th><th colspan="2">対応方法等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">核兵器等</td><td>一般的特徴</td><td>・核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生
・その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能*1 による残留放射線による被害が発生</td><td rowspan="2">対応方法</td><td>・汚染地域への立入制限の確実な実施
・避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理
熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施
・スクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施</td></tr>
<tr><td>被害様相</td><td>・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来
・核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線*2 として長期に被害発生</td></tr>
<tr><td>被害範囲</td><td>・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生
・爆発時に生じた灰(放射性降下物)は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大</td><td>避難等</td><td>避難を行う場合、
・風下を回避
・手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばく*3 を抑制
・口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護
・汚染された疑いのある水や食物の摂取を回避
・安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばく*4 の低減</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>第５章　市国民保護計画が対象とする事態
第１節　武力攻撃事態
（1）（略）
（2）
<table>
<tr><th>攻撃区分</th><th colspan="2">被害の特徴</th><th colspan="2">対応方法等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">核兵器等</td><td>一般的特徴</td><td>・核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生
・その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能*1 による残留放射線による被害が発生</td><td rowspan="2">対応方法</td><td>・汚染地域への立入制限の確実な実施
・避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理
・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施
・避難退域時検査及び簡易除染(防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。)その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施</td></tr>
<tr><td>被害様相</td><td>・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来
・核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線*2 として長期に被害発生</td></tr>
<tr><td>被害範囲</td><td>・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生
・爆発時に生じた灰(放射性降下物)は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大</td><td>避難等</td><td>避難を行う場合、
・風下を回避
・手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばく*3 を抑制
・口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護
・汚染された疑いのある水や食物の摂取を回避
・安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばく*4 の低減</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>県の計画変更による修正</td>
</tr>
</table>

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

P21

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１節　市における組織・体制の整備

１　市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の主な業務】

部局名	平　素　の　主　な　業　務
（略）	（略）
（追加）	（追加）
（追加）	（追加）

【市教育委員会における平素の主な業務】

こども教育部	・小中学校、幼稚園、保育所等への情報伝達体制の整備に関すること ・小中学校、幼稚園、保育所等における国民保護の啓発に関すること
社会教育部	・社会教育施設、社会体育施設への情報伝達体制の整備に関すること ・文化財の保護に関すること

２　市職員の参集基準等

(1)～(4)　（略）

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

（略）

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１節　市における組織・体制の整備

１　市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の主な業務】

部局名	平　素　の　主　な　業　務
（略）	（略）
子育て支援部	・幼稚園、保育所等への情報伝達体制の整備に関すること ・幼稚園、保育所等における国民保護の啓発に関すること
地域振興部	・公民館等の応急対策に関すること ・公民館等の避難所開設及び管理運営に関すること

【市教育委員会における平素の主な業務】

教育部	・小中学校への情報伝達体制の整備に関すること ・小中学校における国民保護の啓発に関すること
	・社会教育施設への情報伝達体制の整備に関すること ・文化財の保護に関すること

２　市職員の参集基準等

(1)～(4)　（略）

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

（略）

組織機構の変更による修正

P24	【幹部職員等への連絡経路】 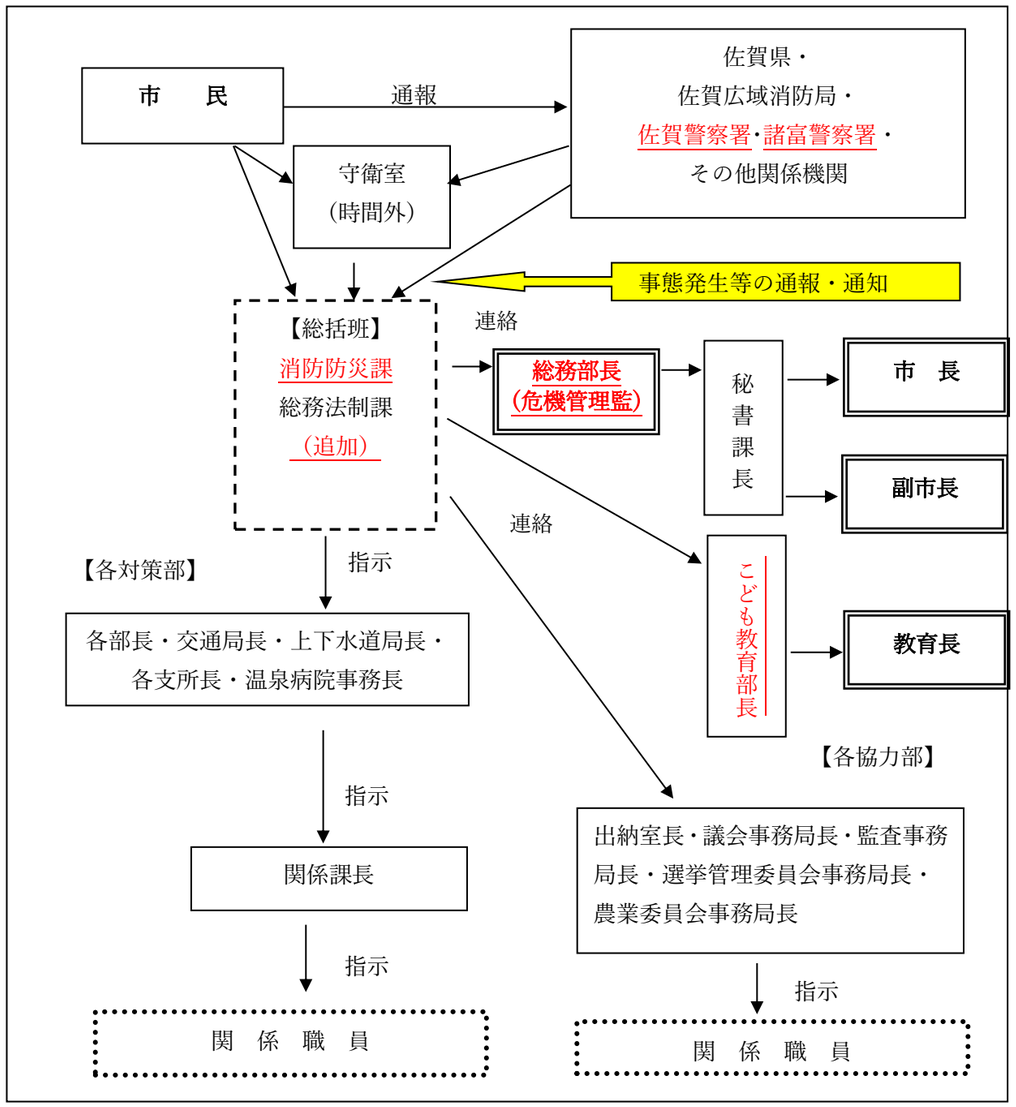 	【幹部職員等への連絡経路】 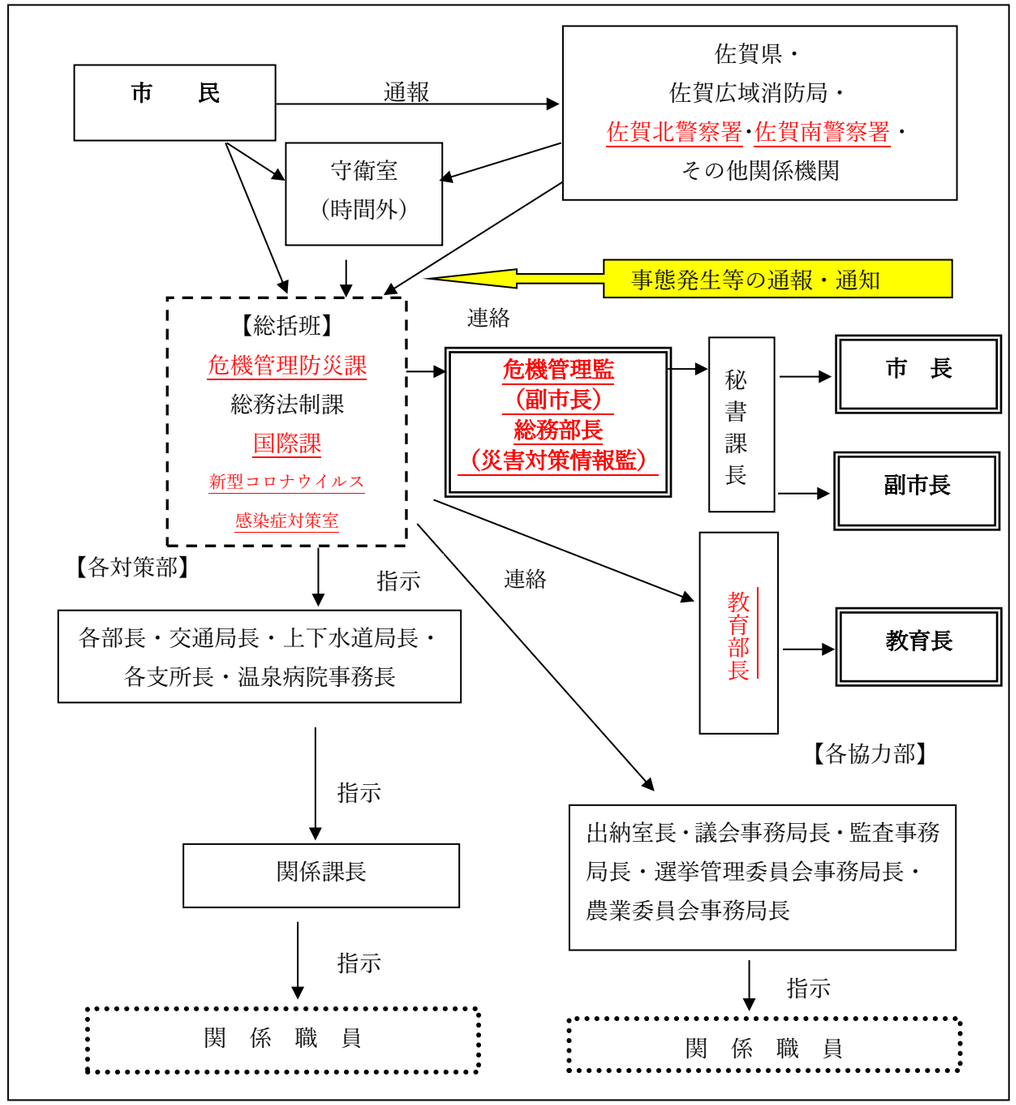 	名称の変更及び内容の更新
P25	(6) ～(7)　(略) (8) コールセンターの設置 災害情報や避難所情報等に関する市民等からの電話による問い合わせ等に迅速に対応するため、緊急事態対策室設置後、室長又は本部長が必要と認める場合は、「災害時におけるコールセンター開設運用マニュアル」に準じ、コールセンターを市庁舎「庁議室」に設置する。コールセンター要員は、情報収集・共有システムを活用し対応を行う。	(6) ～(7)　(略) (8) コールセンターの設置 災害情報や避難所情報等に関する市民等からの電話による問い合わせ等に迅速に対応するため、緊急事態対策室設置後、室長又は本部長が必要と認める場合は、「災害時におけるコールセンター開設運用マニュアル」に準じ、コールセンターを設置する。コールセンター要員は、情報収集・共有システムを活用し対応を行う。	内容の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

<table>
<tr><td></td><td>3～4　（略）

第２節～第３節　（略）
第４節　情報収集・提供等の体制整備

1～2　（略）
3　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式
市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</td><td>3～4　（略）

第２節～第３節　（略）
第４節　情報収集・提供等の体制整備

1～2　（略）
3　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式
市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</td><td>誤記の修正
表記の修正</td></tr>
<tr><td>P33</td><td>(2)～(3)　（略）

4　被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備
市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。
【被災情報の報告様式】
年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

平成　年　月　日　時　分
佐　賀　市

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時　　平成　年　月　日
(2) 発生場所　　佐賀市△△町（Ａ丁目）Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）
2　発生した武力攻撃災害の状況の概要
3　人的・物的被害状況
<table><tr><td rowspan="3">市町村名</td><td colspan="4">人　的　被　害</td><td colspan="2">住 家 被 害</td><td>その他</td></tr><tr><td rowspan="2">死 者</td><td rowspan="2">行方不明者</td><td colspan="2">負 傷 者</td><td rowspan="2">全壊</td><td rowspan="2">半壊</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>重傷</td><td>軽傷</td></tr><tr><td></td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(棟)</td><td>(棟)</td><td></td></tr></table></td><td>(2)～(3)　（略）

4　被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備
市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

（削除）</td><td>内容の修正</td></tr>
</table>

	佐賀市	
	※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。 市町村名 / 年月日 / 性別 / 年齢 / 概　況	
	(2)　(略)	(2)　(略)
P34	第５節　研修及び訓練 1　研修　(略) 2　訓練 (1) 市における訓練の実施 ○　市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置につい　ての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 ○　訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。	第５節　研修及び訓練 1　研修　(略) 2　訓練 (1) 市における訓練の実施 ○　市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置につい　ての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 ○　訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	国民保護に関する基本方針の変更による修正
	(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)	
	第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
P36	第１節　避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。	第１節　避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。	
P37	【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) ○　要配慮者の避難支援プラン	【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) ○　避難行動要支援者名簿	表記の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（2）（略）
（3）高齢者、障がい者等要配慮者への配慮
　市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者（追加）の避難について、自然災害時への対応として作成した避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。
　その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

（4）～（5）　（略）</td>
<td>（2）（略）
（3）高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮
　市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）の避難について、自然災害時への対応として作成した避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。
　その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

（4）～（5）　（略）</td>
<td>表記の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P38</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>P39</td>
<td>第２節～第４節　（略）
第５節　避難施設の指定への協力
　市は、県が行う避難施設の指定に際しては、（追加）必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を国が作成する避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第６節　生活関連等施設の把握等
（1）生活関連等施設の把握等

【生活関連等施設の種類】
<table><tr><td>国民保護法施行令</td><td>各号</td><td>施　設　の　種　類</td></tr><tr><td>第２７条</td><td>1～9号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第２８条（危険物質等）</td><td>１～7号</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td>８号</td><td>毒劇薬（薬事法第４４条第１項及び第２項）
（薬事法第４６条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（略）</td></tr></table>
（2）（略）

第３章～第４章　（略）</td>
<td>第２節～第４節　（略）
第５節　避難施設の指定への協力
　市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保存設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を国が作成する避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第６節　生活関連等施設の把握等
（1）生活関連等施設の把握等

【生活関連等施設の種類】
<table><tr><td>国民保護法施行令</td><td>各号</td><td>施　設　の　種　類</td></tr><tr><td>第２７条</td><td>1～9号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第２８条（危険物質等）</td><td>１～7号</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td>８号</td><td>毒劇薬（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４４条第１項及び第２項）
（同法第４６条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（略）</td></tr></table>
（2）（略）

第３章～第４章　（略）</td>
<td>表記の修正

法律改正に伴う修正</td>
</tr>
</table>

P47	**第３編　武力攻撃事態等への対処** 第１章　（略） 第２章　市対策本部の設置等 　第１節　市対策本部の設置 　　（1）～(2)　（略） 　　（3）市対策本部の組織構成及び所掌事務 （追加）	**第３編　武力攻撃事態等への対処** 第１章　（略） 第２章　市対策本部の設置等 　第１節　市対策本部の設置 　　（1）～(2)　（略） 　　（3）市対策本部の組織構成及び所掌事務 （組織構成図） 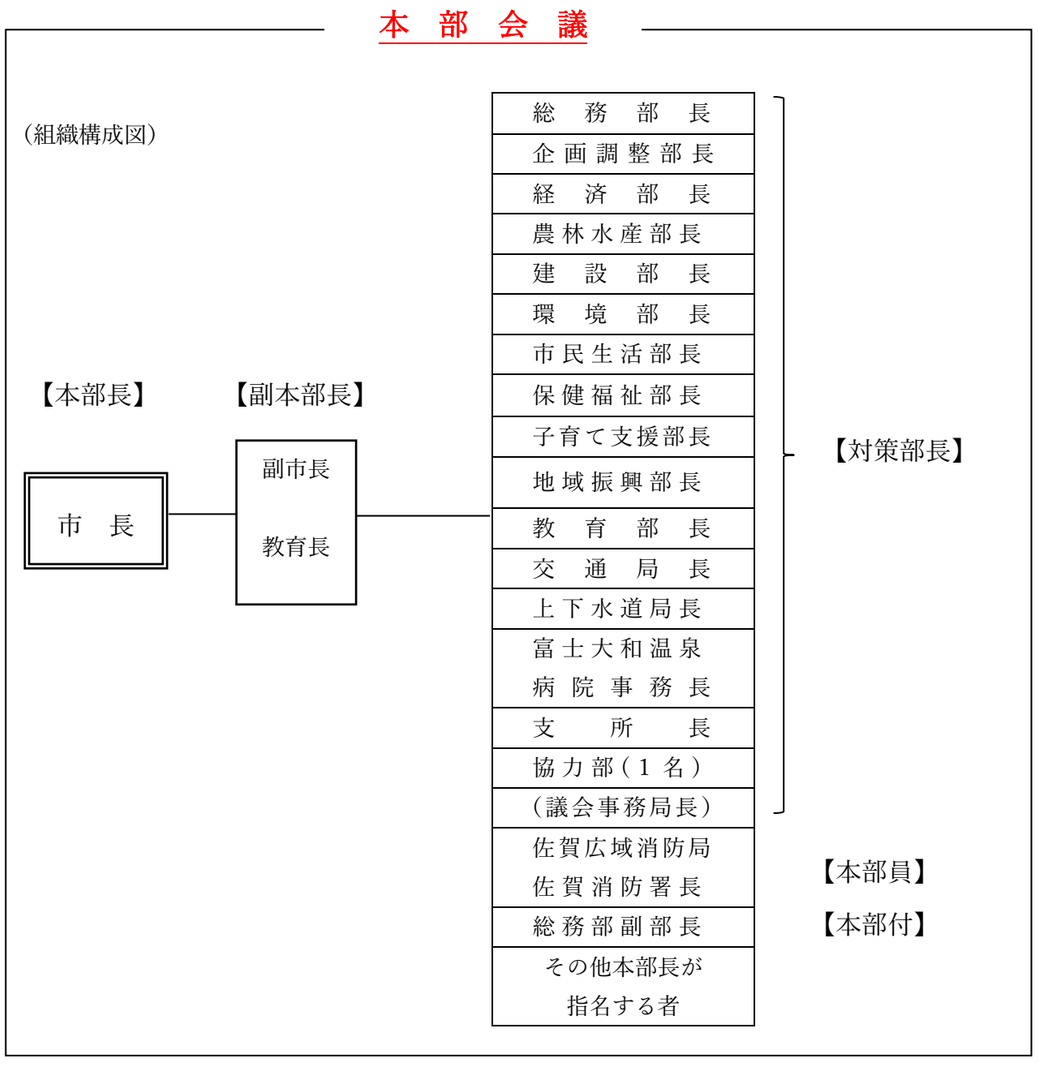 	表記の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

P48

【対策本部組織構成図】

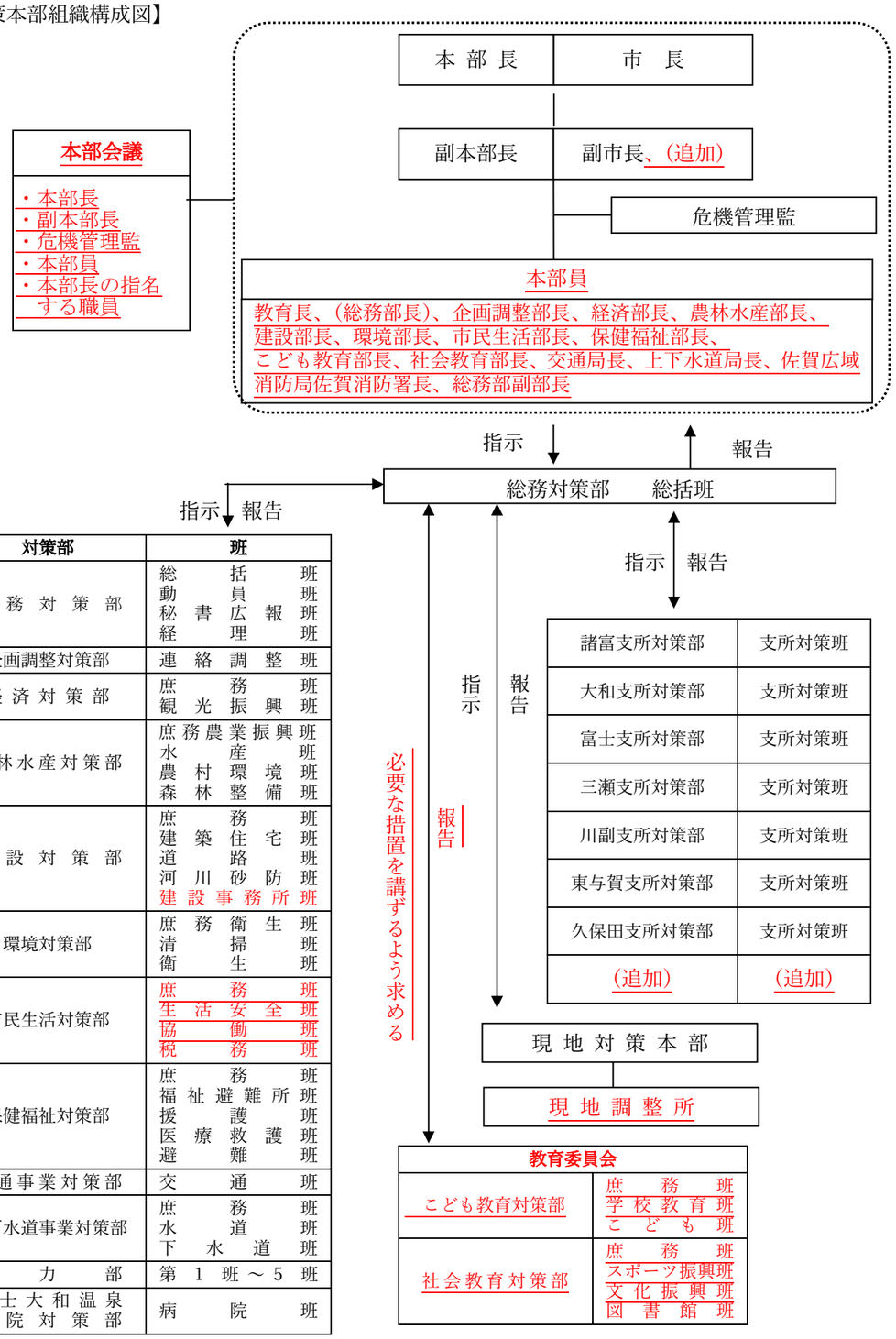

対策部	班
総務対策部	総括班 動員班 秘書広報班 経理班
企画調整対策部	連絡調整班
経済対策部	庶務班 観光振興班
農林水産対策部	庶務農業振興班 水産班 農村環境班 森林整備班
建設対策部	庶務班 建築住宅班 道路班 河川砂防班 建設事務所班
環境対策部	庶務衛生班 清掃班 衛生班
市民生活対策部	庶務班 生活安全班 協働班 税務班
保健福祉対策部	庶務班 福祉避難所班 援護班 医療救護班 避難班
交通事業対策部	交通班
上下水道事業対策部	庶務班 水道班 下水道班
協力部	第1班～5班
富士大和温泉病院対策部	病院班

諸富支所対策部	支所対策班
大和支所対策部	支所対策班
富士支所対策部	支所対策班
三瀬支所対策部	支所対策班
川副支所対策部	支所対策班
東与賀支所対策部	支所対策班
久保田支所対策部	支所対策班
(追加)	(追加)

教育委員会	
こども教育対策部	庶務班 学校教育班 こども班
社会教育対策部	庶務班 スポーツ振興班 文化振興班 図書館班

【対策本部組織構成図】

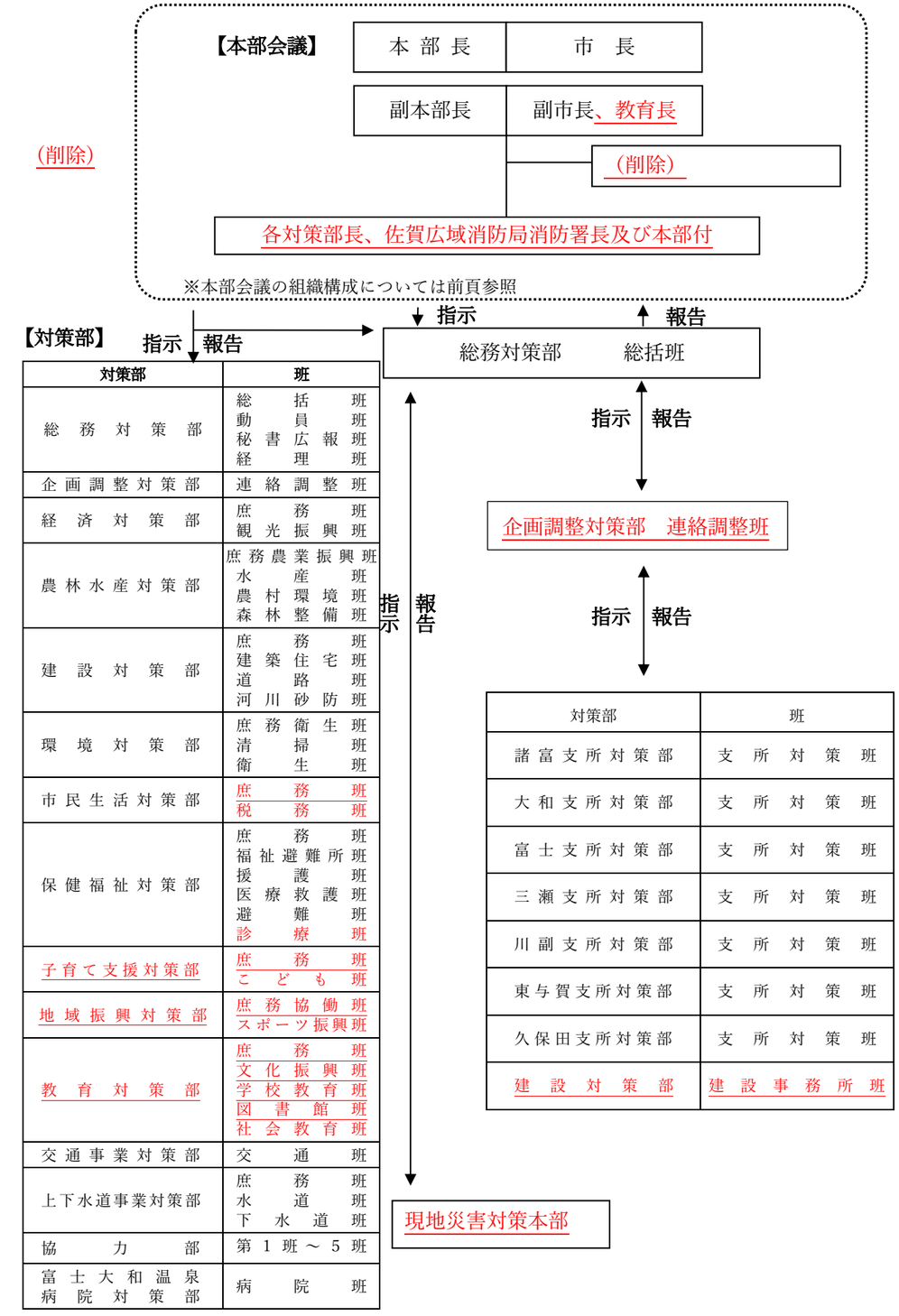

対策部	班
総務対策部	総括班 動員班 秘書広報班 経理班
企画調整対策部	連絡調整班
経済対策部	庶務班 観光振興班
農林水産対策部	庶務農業振興班 水産班 農村環境班 森林整備班
建設対策部	庶務班 建築住宅班 道路班 河川砂防班
環境対策部	庶務衛生班 清掃班 衛生班
市民生活対策部	庶務班 税務班
保健福祉対策部	庶務班 福祉避難所班 援護班 医療救護班 避難班 診療班
子育て支援対策部	庶務班 こども班
地域振興対策部	庶務協働班 スポーツ振興班
教育対策部	庶務班 文化振興班 学校教育班 図書館班 社会教育班
交通事業対策部	交通班
上下水道事業対策部	庶務班 水道班 下水道班
協力部	第1班～5班
富士大和温泉病院対策部	病院班

対策部	班
諸富支所対策部	支所対策班
大和支所対策部	支所対策班
富士支所対策部	支所対策班
三瀬支所対策部	支所対策班
川副支所対策部	支所対策班
東与賀支所対策部	支所対策班
久保田支所対策部	支所対策班
建設対策部	建設事務所班

組織改編による修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

P49

【対策部組織表】

総務対策部	部　長 副部長	総務部長 総務部副部長	総　括　班	○消防防災課長 総務法制課長 （追加）
			動　員　班	○人事課長
			秘書広報班	○秘書課長
			経　理　班	○財政課長 契約検査課長 管財課長
企画調整対策部	部　長 副部長	企画調整部長 企画調整部副部長	連絡調整班	○企画政策課長 （追加） 行政管理課長 情報システム課長 男女共同参画課長 世界遺産登録推進室長
経済対策部	部　長 副部長	経済部長 経済部副部長	庶　務　班	○商業振興課長 工業振興課長
			観光振興班	○観光振興課長 ○2016 熱気球世界選手権 推進室長
（略）				
建設対策部	部　長 副部長	建設部長 建設部副部長	庶　務　班	○都市政策課長 都市デザイン課長 用地対策課長 緑化推進課長
（略）				
環境対策部	部　長 副部長	環境部長 環境部副部長	庶務衛生班	○環境政策課長 （追加）
			清　掃　班	○循環型社会推進課長 ﾊﾞｲｵﾏｽ産業都市推進課長 環境保全課長
			衛　生　班	○衛生センター所長

【対策部組織表】

総務対策部	部　長 副部長	総務部長 総務部副部長	総　括　班	○危機管理防災課長 総務法制課長 国際課長 新型コロナウイルス 感染症対策室長
			動　員　班	○人事課長
			秘書広報班	○秘書課長
			経　理　班	○財政課長 契約監理課長 財産活用課長
企画調整対策部	部　長 副部長	企画調整部長 企画調整部副部長	連絡調整班	○企画政策課長 交通政策課 デジタル推進課長 歴史・世界遺産課長 バイオマス産業推進課 佐賀駅周辺整備構想推進室長
経済対策部	部　長 副部長	経済部長 経済部副部長	庶　務　班	○商業振興課長 工業振興課長
			観光振興班	○観光振興課長 （削除）
（略）				
建設対策部	部　長 副部長	建設部長 建設部副部長	庶　務　班	○都市政策課長 （削除） 用地対策課長 緑化推進課長
（略）				
環境対策部	部　長 副部長	環境部長 環境部副部長	庶務衛生班	○環境政策課長 施設機能向上推進室長
			清　掃　班	○循環型社会推進課長 （削除） 環境保全課長
			衛　生　班	○衛生センター所長

組織改編による修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

市民生活対策部	部　長 副部長	市民生活部長 市民生活部副部長	庶　務　班	○市民生活課長
			生活安全班	○生活安全課長
			協　働　班	○協働推進課長
			税　務　班	○市民税課長 資産税課長 納税課長
保健福祉対策部	部　長 副部長	保健福祉部長 保健福祉部副部長	庶　務　班	○福祉総務課長
			福祉避難所班	○障がい福祉課長 高齢福祉課長
			援　護　班	○生活福祉課長 人権・同和政策課長
			医療救護班	○健康づくり課長
			避　難　班	○保険年金課長
			（追　加）	（追加）
こども教育対策部	部　長 副部長	こども教育部長 こども教育部副部長	庶　務　班	○教育総務課長 （追加）
			学校教育班	○学校教育課長 学事課長
			こども班	○こども家庭課長 保育幼稚園課長
社会教育対策部	部　長 副部長	社会教育部長 社会教育部副部長	庶　務　班	○社会教育課長 （追加）
			ｽﾎﾟｰﾂ振興班	○スポーツ振興課長
			文化振興班	○文化振興課長
			図書館班	○図書館長
（追加）	（追加）	（追加）	（追加）	（追加）
（略）				

市民生活対策部	部　長 副部長	市民生活部長 市民生活部副部長	庶務班・税務班	○市民生活課長 人権・同和政策・男女参画課長 生活安全課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
保健福祉対策部	部　長 副部長	保健福祉部長 保健福祉部副部長	庶　務　班	○福祉総務課長
			福祉避難所班	○障がい福祉課長 高齢福祉課長
			援　護　班	○生活福祉課長 （削除）
			医療救護班	○健康づくり課長
			避　難　班	○保険年金課長
			診　療　班	○三瀬診療所長
子育て支援対策部	部　長 副部長	子育て支援部長 子育て支援部副部長	庶　務　班	○子育て総務課長 こども家庭課長
			（削除）	（削除）
			こども班	（削除） ○保育幼稚園課長
地域振興対策部	部　長 副部長	地域振興部長 地域振興部副部長	庶務協働班	○地域政策課長 協働推進課長 公民館支援課長 国スポ・全障スポ総務課 国スポ・全障スポ競技課
			ｽﾎﾟｰﾂ振興班	○スポーツ振興課長
			（削除）	（削除）
			（削除）	（削除）
教育対策部	部　長 副部長	教育部長 教育部副部長	庶　務　班	○教育総務課長
			文化振興班	○文化振興課長
			学校教育班	○学校教育課長 学事課長
			図書館班	○図書館長
			社会教育班	○社会教育課長
（略）				

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

上下水道事業 対策部	部　長 副部長	上下水道局長 上下水道局副局長	庶　務　班	○総務課長 財務課長 業務課長
			水　道　班	○水道工務課長 浄水課長
			下水道班	○下水道工務課長 下水浄化センター所長 各事務所長
（略）				
諸富支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長
大和支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長
富士支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長
三瀬支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務課長 産業振興課長 市民サービス課長 保健福祉課長 三瀬診療所長 教育課長

上下水道事業 対策部	部　長 副部長	上下水道局長 上下水道局副局長	庶　務　班	○総務課長 財務課長 業務課長
			水　道　班	○水道工務課長 浄水課長
			下水道班	○下水道工務課長 下水道施設課長 下水エネルギー推進室長 下水道企画室長
（略）				
諸富支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
大和支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
富士支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
三瀬支所対策部	部　長 副部長	支所長 副支所長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長

川副支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長
東与賀支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長
久保田支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務課長 産業振興課長 環境課長 市民サービス課長 保健福祉課長 教育課長

（○：各班の総括者を意味する。）

川副支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
東与賀支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
久保田支所対策部	部　長 副部長 支所長 副支所長 支所対策班 ○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長

（○：各班の総括者を意味する。）

P52

【対策本部補佐機能の所掌事務】

対策部名	班　名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総括班	総務法制課 消防防災課 （追　加）	1　国民保護対策の総括に関すること。 2　災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 3　防災総合システムの管理及び運用に関すること。 4　対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。 5　県対策本部との連絡に関すること。 6　佐賀市消防団の活動に関すること。 7　自動車等の配車計画に関すること。 8　気象情報の収集及び記録に関すること。 9　総合的な被害調書及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。 10　他の市町に対する応援の求め、県の緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 11　安否情報の統括に関すること。 12　災害見舞及び視察者の応接に関すること。 13　災害調査団等の現地調査等に関すること。 （追加）

【対策本部補佐機能の所掌事務】

対策部名	班　名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総括班	総務法制課 国際課 危機管理防災課 新型コロナウイルス感染症対策室	［共通］ 1　国民保護対策の総括に関すること。 2　災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 3　防災総合システムの管理及び運用に関すること。 ［災害応急対策期］ 4　対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。 5　県対策本部との連絡に関すること。 6　佐賀市消防団（水防団）の活動に関すること。 7　自動車等の配車計画に関すること。 8　気象情報の収集及び記録に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 9　総合的な被害調書及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。 10　他の市町に対する応援の求め、県の緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 11　安否情報の統括に関すること。 12　災害見舞及び視察者の応接に関すること。 13　災害調査団等の現地調査等に関すること。 14　外国人罹災者に関すること。

組織改編による修正及び事務分掌の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

	動員班	人　事　課	1　各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関すること。 2　職員の罹災給付に関すること。 3　雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。 4　他の公共団体の応援要請に関すること。
	秘書広報班	秘　書　課 （支援） 人　事　課 財　政　課 契約検査課 管　財　課	1　本部長の秘書に関すること。 2　本部が行う新聞発表、放送等の広報活動に関すること。 3　報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
	経理班	財　政　課 契約検査課 管　財　課	1　庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。 2　災害関係物品の調達及び出納に関すること。 3　庁舎の応急対策に関すること。 4　災害救助法の適用に関すること。 5　避難所への物資の輸送に関すること。 6　災害対策に係わる予算措置に関すること。 7　災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関すること。 8　市有財産の損害状況の調査及び総括に関すること。
企画調整対策部	連絡調整班	企画政策課 行政管理課 情報システム課 男女共同参画課 世界遺産登録推進室	(追加) 1　情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　コールセンターの設置及び運営に関すること。 (追加) 3　各支所対策部との連絡調整に関すること。 4　各種情報及び被害情報の収集に関すること。 (追加) 5　写真等の災害記録の取りまとめに関すること。
経済対策部	庶務班	商業振興課 工業振興課 (追加)	(追加) 1　経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 (追加) 2　各支所対策部の支援に関すること。 (追加) 3　工場及び事業場の被害調査に関すること。 4　罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。
	観光振興班	観光振興課 2016 熱気球 世界選手権推進室	(追加) 1　各支所対策部の支援に関すること。 (追加) 2　観光施設の被害調査に関すること。

	動員班	人事課	［災害応急対策期］ 1　各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 2　職員の罹災給付に関すること。 3　雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。 4　他の公共団体の応援要請に関すること。
	秘書広報班	秘書課 （支援） 人事課 財政課 契約監理課 財産活用課	［共通］ 1　本部長の秘書に関すること。 2　本部が行う新聞発表、放送等の広報活動に関すること。 3　報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
	経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	［共通］ 1　庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。 ［災害応急対策期］ 2　災害関係物品の調達及び出納に関すること。 3　庁舎の応急対策に関すること。 4　災害救助法の適用に関すること。 5　避難所への物資の輸送に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 6　災害対策に係わる予算措置に関すること。 7　災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関すること。 8　市有財産の損害状況の調査及び総括に関すること。
企画調整対策部	連絡調整班	企画政策課 交通政策課 デジタル推進課 歴史・世界遺産課 バイオマス産業推進課 佐賀駅周辺整備構想推進室	［共通］ 1　情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　コールセンターの設置及び運営に関すること。 ［災害応急対策期］ 3　各支所対策部との連絡調整に関すること。 4　各種情報及び被害情報の収集に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 5　写真等の災害記録の取りまとめに関すること。
経済対策部	庶務班	商業振興課 工業振興課 中心市街地活性化室 国際戦略室	［共通］ 1　経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ［災害応急対策期］ 2　各支所対策部の支援に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 3　工場及び事業場の被害調査に関すること。 4　罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。
	観光振興班	観光振興課 (削除)	［災害応急対策期］ 1　各支所対策部の支援に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 2　観光施設の被害調査に関すること。

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

（略）			
建設対策部	庶務班	都市政策課 都市デザイン課 用地対策課 緑化推進課	(追加) 1　建設対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 (追加) 2　佐賀土木事務所との連絡調整に関すること。 3　応急対策用資機材の確保及び輸送に関すること。 4　交通の規制に関すること。
	（略）		
環境対策部	庶務衛生班	環境政策課 (追加)	(略)
	清掃班	循環型社会推進課 バイオマス産業都市推進課 環境保全課	(追加) 1　ごみ処理に関すること。 2　清掃車の運用に関すること。
	（略）		
市民生活対策部	庶務班	市民生活課	1　市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　避難所の開設及び管理運営に関すること。 3　安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関すること。 4　外国人罹災者に関すること。
	生活安全班	生活安全課	1　相談窓口開設に関すること。
	協働班	協働推進課	1　公民館等の被害調査及び軽微な応急対策に関すること。 2　避難所の開設及び管理運営に関すること。（公民館等） 3　ボランティア活動に関すること。
	税務班	市民税課 資産税課 納税課	1　広報車等による現地及び市民への広報に関すること。 2　物資の運搬に関すること。 3　災害による市税に関すること。 4　被害状況の現地調査に関すること。
保健福祉対策部	（略）		
	援護班	生活福祉課 人権・同和政策課	(追加) 1　炊出所の設置に関すること。 2　避難者への食事の提供に関すること。 (追加) 3　罹災者に対する生活保護等の適用に関すること。 4　罹災者に対する主食および食品の配給に関すること。 5　義援金品の受付、保管及び配分に関すること。

（略）			
建設対策部	庶務班	都市政策課 (削除) 用地対策課 緑化推進課	［共通］ 1　建設対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ［災害応急対策期］ 2　佐賀土木事務所との連絡調整に関すること。 3　応急対策用資機材の確保及び輸送に関すること。 4　交通の規制に関すること。
	（略）		
環境対策部	庶務衛生班	環境政策課 施設機能向上推進室	(略)
	清掃班	循環型社会推進課 (削除) 環境保全課	［共通］ 1　ごみ処理に関すること。 2　清掃車の運用に関すること。
	（略）		
市民生活対策部	庶務班・税務班	市民生活課 人権・同和政策・男女参画課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課	［共通］ 1　市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ［災害応急対策期］ 2　避難所の開設及び管理運営に関すること。 3　広報車等による現地及び市民への広報に関すること。 4　物資の運搬に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 5　安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関すること。 6　相談窓口開設に関すること。 7　災害による市税に関すること。 8　被害状況の現地調査に関すること。
保健福祉対策部	（略）		
	援護班	生活福祉課 (削除)	［災害応急対策期］ 1　炊出所の設置に関すること。 2　避難者への食事の提供に関すること。 ［災害復旧・復興対策期］ 3　罹災者に対する生活保護等の適用に関すること。 4　罹災者に対する主食および食品の配給に関すること。 5　義援金品の受付、保管及び配分に関すること。

	（略）		
	（追加）	（　追　加　）	(追加)
こども教育対策部	庶務班	教育総務課 （　追　加　）	1　こども教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 3　学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。
	学校教育班	学校教育課 学　事　課	1　小中学校の授業対策に関すること。 2　罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3　罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4　罹災児童生徒の保健管理に関すること。
	こども班	こども家庭課 保育幼稚園課	1　幼稚園及び保育所の対策に関すること。 2　佐賀市児童センターの対策に関すること。 3　母子生活支援施設の対策に関すること。
（追加）	(追加)	(追加)	(追加)
	(追加)	(追加)	(追加)
社会教育対策部	庶務班	社会教育課	1　社会教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 3　避難所の開設及び管理運営に関すること。（公民館等）
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	1　体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。

	（略）		
	診療班	三瀬診療所	［共通］ 1　診療班の編成に関すること。 2　医療救護活動に関すること。 3　救急医療品及び衛生材料供給に関すること。 4　市民の健康管理に関すること。 5　市民の健康相談活動に関すること。
子育て支援対策部	庶務班	子育て総務課 こども家庭課	［共通］ 1　子育て支援対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　児童館及び児童センターの被害調査及び応急対策に関すること。 ［災害応急対策期］ 3　各支所対策部の支援（避難所の管理運営）に関すること。
	（削除）	(削除)	(削除)
	こども班	(追加) 保育幼稚園課	［共通］ 1　保育所、幼稚園等の被害調査及び応急対策に関すること。 ［災害応急対策期］ 2　各支所対策部の支援（避難所の管理運営）に関すること。
地域振興対策部	庶務協働班	地域政策課 協働推進課 公民館支援課 国スポ・全障スポ総務課 国スポ・全障スポ競技課	［共通］ 1　地域振興対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 ［災害応急対策期］ 3　避難所の開設及び管理運営に関すること。（公民館等） ［災害復旧・復興対策期］ 4　ボランティア活動に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興	［共通］ 1　体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
教育対策部	庶務班	教育総務課	［共通］ 1　教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2　学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 ［災害応急対策期］ 3　学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。
	（削除）	（　削　除　）	(削除)

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

	文化振興班	文化振興課	(追加) 1　文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	(追加)	(　追　加　)	(追加)
	図書館班	図　書　館	(追加) 1　図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	(追加)	(　追　加　)	(追加)
(略)			
上下水道事業対策部	(略)		
	水道班	水道工務課 浄　水　課	1　水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 (追加)
	下水道班	下水道工務課 下水浄化センター 各事務所	(追加) 1　下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 (追加) 2　下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。
(略)			
諸富支所対策部	支所対策班	諸富支所 の各課等	(略) (追加)
大和支所対策部	支所対策班	大和支所 の各課等	(略) (追加)

	文化振興班	文化振興課	[共通] 1　文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	学校教育班	学校教育課 学事課	[共通] 1　小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2　罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3　罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4　罹災児童生徒の保健管理に関すること。
	図書館班	図　書　館	[共通] 1　図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	社会教育班	社会教育課	[共通] 1　社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
(略)			
上下水道事業対策部	(略)		
	水道班	水道工務課 浄　水　課	[共通] 1　水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期] 2　浄水場及び圧送所の運転に関すること。
	下水道班	下水道工務課 下水道施設課 下水エネルギー推進室 下水道企画室	[共通] 1　下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 [災害応急対策期] 2　下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。
(略)			
諸富支所対策部	支所対策班	諸富支所 (削除)	(略) 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
大和支所対策部	支所対策班	大和支所 (削除)	(略) 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。

富士支所対策部	支所対策班	富士支所の各課等	（略） （追加）
三瀬支所対策部	支所対策班	三瀬支所の各課等	（略） （追加）
川副支所対策部	支所対策班	川副支所の各課等	（略） （追加）
東与賀支所対策部	支所対策班	東与賀支所の各課等	（略） （追加）
久保田支所対策部	支所対策班	久保田支所の各課等	（略） （追加）

（4）～（8）　（略）

第２節　（略）

第３章　関係機関相互の連携

第１節

（2）　国・県の対策本部との連携

（略）

富士支所対策部	支所対策班	富士支所（削除）	（略） 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
三瀬支所対策部	支所対策班	三瀬支所（削除）	（略） 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
川副支所対策部	支所対策班	川副支所（削除）	（略） 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
東与賀支所対策部	支所対策班	東与賀支所（削除）	（略） 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。
久保田支所対策部	支所対策班	久保田支所（削除）	（略） 10　市民の健康管理における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。 11　市民の健康相談活動における保健福祉対策部医療救護班との連携に関すること。

（4）～（8）　（略）

第２節　（略）

第３章　関係機関相互の連携

第１節

（2）　国・県の対策本部との連携

（略）

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

	（追加）	また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該 協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。	内容の修正
P64	第２節　（略） 第３節　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ①　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員たる陸上自衛隊第４特科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする西部方面総監、海上自衛隊にあっては市の区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。 ②　（略） 第４節～第８節　（略）	第２節　（略） 第３節　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ①　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員たる陸上自衛隊第１６普通科連隊第３中隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする西部方面総監、海上自衛隊にあっては市の区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。 ②　（略） 第４節～第８節　（略）	協議会委員の変更による修正
	第４章　警報及び避難の指示等	第４章　警報及び避難の指示等	
P68	第１節　警報の伝達等 １　（略） ２　警報の内容の伝達方法 （1）要領 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 （略） ※　弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用し、瞬時に送信される国からの警報の内容を、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ伝達する。 （2）（略） （3）要配慮者等への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉担当課との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	第１節　警報の伝達等 １　（略） ２　警報の内容の伝達方法 （1）要領 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 （略） ※　全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム （Em-net）によって伝達された情報をホ ームページ等に掲載する等により、周知を図る。 （2）（略） （3）要配慮者等への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉担当課との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	表記の修正 表記の修正 表記の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

P69	（4）解除の伝達 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする）。 3　（略）	（4）解除の伝達 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の伝達と同様に、様々な手段、方法を活用して、警報の解除の伝達を行うものとする。 3　（略）	表記の修正
P73	第２節　避難住民の誘導等 １（略） ２　避難実施要領の策定 （1）（略） （2）避難実施要領の策定の際における考慮事項 （略） ⑥要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置） ３　避難住民の誘導 （1）～（5）　（略） （6）（追加）	第２節　避難住民の誘導等 １（略） ２　避難実施要領の策定 （1）（略） （2）避難実施要領の策定の際における考慮事項 （略） ⑥要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置） ３　避難住民の誘導 （1）～（5）　（略） （6）大規模集客施設等における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸 送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。	表記の修正 内容の修正
P77	（7）～（13）　（略） 【武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示の伝達に当たっての留意事項等】 弾道ミサイル攻撃の場合 ①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。） （追加） ②　※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要	（7）～（14）　（略） 【武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示の伝達に当たっての留意事項等】 弾道ミサイル攻撃の場合 ①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。） ※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。 ②　※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	国民保護に関する基本方針の変更による修正

<table>
<tr><td></td><td>がある。
（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>P79</td><td>第３節　県の区域を越える住民避難の場合の対応

【市が隣接する他県の市町村】
<table><tr><th>県名</th><th>市町村名</th><th>国民保護担当部局</th><th>電話番号</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="3">福岡県</td><td>福岡市</td><td>市民局　防災・危機管理部
防災・危機管理課</td><td>092-711-4056</td><td>092-733-5861</td></tr><tr><td>糸島市</td><td>総務部　危機管理課</td><td>092-323-1111</td><td>092-324-0239</td></tr><tr><td>大川市</td><td>総務部　庶務課</td><td>0944-87-2101
㈹</td><td>0944-88-1776
㈹</td></tr></table></td><td>第３節　県の区域を越える住民避難の場合の対応

【市が隣接する他県の市町村】
<table><tr><th>県名</th><th>市町村名</th><th>国民保護担当部局</th><th>電話番号</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="3">福岡県</td><td>福岡市</td><td>市民局　防災・危機管理部
防災企画課</td><td>092-711-4056</td><td>092-733-5861</td></tr><tr><td>糸島市</td><td>総務部　危機管理課</td><td>092-323-1111</td><td>092-324-0239</td></tr><tr><td>大川市</td><td>地域支援課　防災安全係</td><td>0944-85-5605</td><td>0944-88-1776
㈹</td></tr></table></td><td>内容の更新</td></tr>
<tr><td>P81</td><td>第５章　救援

第１節～第２節　（略）
第３節　救援の内容
（1）救援の基準等
○　市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成１６年厚生労働省告示第３４３号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
○　市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。
(2)～（3）　（略）

第６章　安否情報の収集・提供　（略）
第７章　武力攻撃災害への対処

第１節～第３節　（略）
第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

１　武力攻撃原子力災害への対処
（1）　（略）
（2）　国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等
①　国の対策本部長による公示
国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出され</td><td>第５章　救援

第１節～第２節　（略）
第３節　救援の内容
（1）救援の基準等
○　市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
○　市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。
(2)～（3）　（略）

第６章　安否情報の収集・提供　（略）
第７章　武力攻撃災害への対処

第１節～第３節　（略）
第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

１　武力攻撃原子力災害への対処
（1）　（略）
（2）　放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
○　市長は，放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射線取扱主任者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業者外運搬に起因する場合にあっては，内閣</td><td>内容の更新

内容の修正</td></tr>
</table>

	ることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、以下の事項を公示しなければならないこととされている。 ○　武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域（応急対策実施区域） ○　武力攻撃原子力災害に係る事態の概要 ○　その他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 （参考） 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示は、原子力災害対策特別措置法第１５条第２項に規定する「原子力緊急事態宣言」に相当するものである。	総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは，あらかじめ定める連絡方法により，区域を所轄する消防署に連絡する。 ○　市長は，放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射線取扱事業所，内閣総理大臣，原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には，直ちに放射線取扱事業所にその内容を確認するとともに，その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。 ○　市長は，国対策本部長が，武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため，応急対策の実施に係る公示を発出し，知事からその通知を受けた場合には，警報の内容の通知に準じて，関係機関に当該公示の内容を通知する。	
	②　知事による公示の通知 国の対策本部長が公示した場合、知事へは警報の通知と同様に、総務大臣（消防庁）を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、県国民保護計画に定められた警報の通知に準じて、以下の関係機関に当該公示の内容を通知することとされている。 ○　市町長 ○　放送事業者その他の指定地方公共機関 ○　県の執行機関（本庁の知事部局） ○　県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等） ○　県の関係現地機関 ○　消防本部 ○　その他の関係機関	（削除）	内容の修正
P98	(3)　応急対策の実施等 ①　応急対策の内容 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施するとともに、必要に応じ、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行うこととされている。 この場合において、市長は、以下の応急対策を行う。 （略）	(3)　応急対策の実施等 市長は，知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は，区域を所管する消防署に連絡をするとともに，連携して以下の応急対策を行う。 （略）	内容の修正

佐賀市国民保護計画の修正に係る新旧対照表

<table>
<tr>
<td>P99</td>
<td>
② 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等
<table>
<tr><th>措置の種類</th><th>措置の内容</th></tr>
<tr><td>緊急時環境放射線モニタリングの実施等</td><td>・市は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を覚知したときは、地域防災計画の定めの例により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。
・市は、知事から市長に対し、武力攻撃原子力災害に関する応急対策を講ずべき旨の指示があった場合、地域防災計画の定めの例により、直ちに緊急時モニタリングを実施する。</td></tr>
<tr><td>住民の避難等の措置</td><td>・市は、県の指示又は事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、屋内退避の指示、又は避難勧告若しくは避難指示を行う等、必要な応急対策を行う。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。</td></tr>
<tr><td>安定ヨウ素剤の配布</td><td>・市は、安定ヨウ素剤の配布及び予防服用実施等について、県の指示により行う。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
② 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等
<table>
<tr><th>措置の種類</th><th>措置の内容</th></tr>
<tr><td>緊急時環境放射線モニタリングの実施等</td><td>・市は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を覚知したときは、地域防災計画の定めの例により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。
・市は、知事から市長に対し、武力攻撃原子力災害に関する応急対策を講ずべき旨の指示があった場合、地域防災計画の定めの例により、直ちに緊急時モニタリングを実施する。</td></tr>
<tr><td>住民の避難等の措置</td><td>・市は、県の指示又は事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、屋内退避の指示を行う等、必要な応急対策を行う。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。</td></tr>
<tr><td>安定ヨウ素剤の服用</td><td>・市は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等について、佐賀市地域防災計画第４編（原子力災害対策）の定めの例より行う。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>表記の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P100</td>
<td>２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

（1）～（3）（略）
（4）汚染原因に応じた対応
（略）
①　核攻撃等の場合
（略）
避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、県が佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により実施する。

②～③　（略）

（5）～（6）　（略）

第８章～第１１章　（略）

第４編　～第５編　（略）</td>
<td>２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

（1）～（3）（略）
（4）汚染原因に応じた対応
（略）
①　核攻撃等の場合
（略）
避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、佐賀市地域防災計画第４編（原子力災害対策）の定めの例より実施する。

②～③　（略）

（5）～（6）　（略）

第８章～第１１章　（略）

第４編　～第５編　（略）</td>
<td>内容の修正及び表記の修正</td>
</tr>
</table>